

入 札 説 明 書（工事）

航空自衛隊西部航空警戒管制団が発注する工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。細部は、契約担当官の指示による。

1 適用する入札公告

本説明書は、航空自衛隊西部航空警戒管制団が入札公告した工事に適用する。

2 契約担当官等

航空自衛隊西部航空警戒管制団会計隊長

〒 8 1 6 - 0 8 0 4

福岡県春日市原町 3 丁目 1 - 1

3 工事概要

(1) 工事名

各公告による。

(2) 工事場所

各公告による。

(3) 工事内容及び工事範囲

別添の仕様書のとおり。

(4) 工期

各公告による。

(5) 使用する主要な資機材

別添の仕様書のとおり。

※ (6) 及び (7) は、公告に見積活用方式をある場合に適用する。

(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに対象工事に対する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。

(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等から必要に応じヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

※ (8) は、公告に完全週休 2 日制工事（土日）の試行対象工事であると記載された場合に適用する。

(8) 本工事は、現場閉所により週休 2 日を確保する「完全週休 2 日制工事（土日）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、原則土日に現場閉所されている状態（完全週休 2 日）を前提とし、下記のとおり労務費等を補正し工事費を積算する。契約後、受注者は、工事着手前に完全週休 2 日の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日に取り組むものとし、契約後に補正係数を変更するものとする。

ア 週休 2 日の考え方は、以下のとおりである。

(イ) 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められることをいう。

(イ) 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月ごとに現場閉所日数の割合が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上の水準に達していると認められることをいう。

(ウ) 通期の週休 2 日とは、対象期間において、現場閉所日数の割合が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上の水準に達していると認められることをいう。

(エ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間、工事製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

イ 週休 2 日の達成基準は以下のとおりである。

(ア) 完全週休 2 日 (土日) とは、対象期間内の全ての週 (原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。) ごとに現場閉所 (現場休息) 日数が 2 日以上水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所 (現場休息) を行っていれば、達成しているとみなす。

(イ) 月単位の週休 2 日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所 (現場休息) 日数の割合 (以下「現場閉所 (現場休息) 率」という。) が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所 (現場休息) を行っていれば、達成しているとみなす。

(ウ) 通期の週休 2 日の達成は、対象期間内の現場閉所 (現場休息) 率が 28.5% (8 日 / 28 日) 以上の水準に達していることをもって判断する。

(エ) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(オ) 完全週休 2 日 (土日) が達成できない場合において、月単位の週休 2 日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休 2 日を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(9) 見積参考資料の交付について

下記の表に指定された品目がある場合には、一般競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格があると認められた者に対し、入札説明書に示す入札書の提出期限の 6 日前 (行政機関の休日を除く) までに見積参考資料を交付する試行工事であるため、申し出るものとする。

なお、「見積参考資料」は、建設工事請負契約書第 1 条の設計図書には該当せず、見積書作成の参考資料であり、その有効期限は対象工事の開札日までとする。

(10) 単品スライドの「特例措置」について

指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第27条第5項（単品スライド）による請求があった場合、1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。

(11) 指定品目は下記の表のとおり。

工種	区分	品目	工事材料
建築工事	その他の 主要な工 事材料	主材料に石油 精製品（ナフサ 等）を使用する もの	アスファルト類（アスファルト防水、ア スファルト合材 等）
			合成樹脂系材類（ビニル床タイル、ビニ ル床シート、ビニル幅木 等）
			防水材
			シーリング材
			雨とい製品
			塗装材
			ビニル系床材
			壁紙材
			内装見切り材
			断熱材
			ユニットバス
電気通信 設備工事			合成樹脂系材類（PF 管、CD 管、硬質 ビニル管 等）
			盤類（分電盤、制御盤、キュービクル式 配電盤、端子盤 等）
機械設備 工事			配管類（非鋼材）（塩ビ管、ポリエチレ ン管 等）
			衛生器具類（衛生器具ユニット、浴槽ユ ニット 等）
土木工事			給湯設備
			アスファルト類（アスファルト混合物、 ストレートアスファルト、改質アスファ ルト 等）
			配管類（非鋼材）（塩ビ管、ポリエチレ ン管 等）

(12) その他

ア 受付窓口

〒816-0804

福岡県春日市原町3丁目1-1

航空自衛隊西部航空警戒管制団会計隊契約班

イ 受付時間

午前8時15分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間
を除く。

ウ 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、各公告に示す工事で級別の格付を受けていること。
（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の各公告に示す工事に係る等級（資格審査結果通知書の記 3 の等級）が各公告に示す等級であること。

※ (5) 及び (6) は、契約担当官が必要と認める場合に所要事項を示して適用する。

- (5) 過去 15 年の間に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上（1 棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上のものに限る。）

なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設局を含む。）

の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第 220 号（CCP）13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第 134 号（CCP）19.7.30）、

工事成績評定要領について（経施第 4404 号 21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第 15542 号 27.10.1）又は工事成績評定要領（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第 1 のとおりである。

- (6) (5) の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で評定点合計が 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

※(7)は、請負金額が 4500 万円以上（建築一式 9000 万円以上）の場合に適用する。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- ・一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者（建築工事の場合）

イ 過去 15 年の間に同類と認める工事の経験を有する者である。（原則、着工 から完成までに従事している。）

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評価点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互登録機関が発注した工事で工事成績評価相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が 65 点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号 28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

※(9) は、設計業務等を部外委託した場合に適用する。

(9) 上記 3（1）に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）

(10) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取することは、入札心得書第 6 条第 2 項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア)については、会社の一

方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※(11)は、契約担当官が必要と認める場合に所要事項を示して適用する。

(11) ○○県○○市、○○県○○市及び○○県○○市内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 設計業務等の受注者等 省略

6 担当部局 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-1 航空自衛隊西部航空警戒管制団会計課契約班 TEL 092-581-4031（内線2894） FAX 092-571-5594

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び誓約書、資料並びに資格審査結果通知書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出期間等は、各公告による。

(2) 申請書は、別紙様式第1により作成する。

(3) 誓約書は、別紙様式第2又は第3により作成する。

(4) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの経験については、過去15年間（基準）に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「配置予定の技術者（別紙様式第2）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付す

る。

ア 同種工事の施工実績

上記 4 (5) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式第 4 に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は 1 件でよい。

イ 配置予定の技術者

配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙様式第 5 に記載すること（請負金額が 4500 万円以上（建築一式 9000 万円以上）の場合は、上記 4 (7) に掲げる資格があることを判断できるものであること。）。

記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成 13 年 12 月 25 日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙様式第 6 に記載すること。ただし、契約担当官が必要と認める場合に限る。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。

※ (5) 及び (6) は、公告に見積活用方式とある場合に所要事項を示して適用する。

(5) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア 見積の提出方法等

(ア) 提出方法

上記 6 に持参又は郵送等により提出する。

(イ) 提出期限
別に示す。

イ 見積の作成方法等

見積の作成にあたっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には対象工事に対する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に係るものについて記載するものとする。

ウ 見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ア) 提出方法

書面(様式は自由とする。)を上記 6 に持参又は郵送することにより提出する。

(イ) 提出期間

公告のとおり。

エ ウの質問に対する回答は、参加希望者に対して同日 F A X にて回答を送信する。

オ 提出された見積書に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためヒアリングを行う場合がある。

(ア) 期間

別に示す

(イ) 会場

航空自衛隊西部航空警戒管制団会計隊

(ウ) その他

本競争の参加希望者は(ア)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書(様式任意)」に記載し、競争参加資格確認申請書時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者(支店長・営業所長)、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め 3 名程度とする。

(エ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(オ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(カ) (オ) による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等(下請会社、専門事業者及び製造業者等)から収集する見積書(自社施工の場合も含む。)又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(6) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、その者のした入札を無効とする。

※(7)は、契約担当官が必要と認める場合に所要事項を示して実施する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

ア 日時

契約担当官が定める期間

イ 場所

〒816-0804

福岡県春日市原町3丁目1-1

航空自衛隊西部航空警戒管制団会計隊

TEL 092-581-4031（内線2894）

ウ その他

企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(8) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、申請時に提出された返信用封筒により通知する一般競争参加資格確認通知書による。

(9) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 契約担当官の示す期間

イ 提出場所 上記6に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期間

契約担当官の示す期間

イ 提出場所

上記6に同じ。

ウ 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間

契約担当官の示す期間
イ 場所 上記 6 に同じ。

10 入札方法等

(1) 入札書の提出手段は、各公告による。

(2) 入札書の提出期間、提出場所等

ア 提出期間等

各公告による。

イ 提出場所

上記 6 に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを 1 つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する。

(4) 入札回数は、原則として 2 回を限度とする。ただし、2 回目の入札において落札者がいない場合は、3 回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第 9 9 条の 2 の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付

公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 10 分の 1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の 10 分の 3）以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を書面により提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 作成例として交付した様式に準じ、あるいは業者任意の様式により、又は交付した数量書にある総括表の構成に対応させ、経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。なお、社会保険の加入に必要な法定福利費は、必ず記載するものとする。また、数

量書を交付した場合は、直接工事費の明細書については、数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 数量書を交付した場合は、数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記 10(2)アに同じ。

イ 提出方法

上記 10(2)ウを参照。

ウ 提出場所

上記 6 に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第 1 の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利、を生じるものではない。

13 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

各公告による。

イ 開札場所

各公告による。

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の 1 回目の開札に立ち会わない場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者については、契約担当官の定めるところによる。

(5) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。

14 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記 4 に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16 情報保全に係る履行体制の確認

落札予定者は情報保全に係る履行体制の確認のため、以下の各号に示す資料を提出するものとし、情報保全に係る履行体制について懸念が存在するものに対しては、競争参加資格を取り消すものとする。

- (1) 各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）が分かる資料（別紙様式第 7）
- (2) 顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則の写し（当該定めとは無関係な部分は黒塗り等の方法により消除しても良い）、又はそれに類すると認められる資料（別紙様式第 8）
- (3) 親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の当該入札者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者（次号において「親会社等」という。）の一覧（別紙様式第 9）

- (4) 顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報が、親会社等に対しても、報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された資料（当該定めとは無関係な部分は黒塗り等の方法により削除しても良い）又はそれに類すると認められる資料（別紙様式第10）
- (5) 前各号の資料により、情報保全に係る履行体制の実効性に対する、法令上、契約上又は事実上の影響について懸念が存在しないことを確認できない入札者については、当該懸念が存在しないことを追加的に証明する資料

※17(1)は、請負金額が 4500 万円以上（建築一式 9000 万円以上）の場合に適用する。

17 配置予定監理技術者の確認

- (1) 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (2) 病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

※18 は、請負金額が 4500 万円以上（建築一式 9000 万円以上）の場合に適用する。

18 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が航空自衛隊西部航空警戒管制団で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事 に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評価を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

19 契約書作成の可否等

- (1) 契約書作成の可否
各公告による。
- (2) 適用する契約条項

各公告によるほか、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

20 支払条件

履行完了後、完了通知を受け、完成検査において合格とし、適法な請求書を受けた後、支払を行うものとする。

21 火災保険付保の要否

要。ただし、契約担当官が認めた場合は、この限りではない。

22 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7 (2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再 苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

契約担当官が定める期間

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
上記6に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

24 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約条項を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

補則

1 工事契約に係る苦情処理

苦情及び再苦情の申立て等については、防整施（事）第148号（28.3.31）により、行うものとする。

2 低入札価格調査に係る特別重点調査

低入札価格調査に係る特別重点調査については、「低入札価格調査に係る特別重点調査について」による。

3 数量公開

数量公開については、工事入札心得書による。

4 入札回数、不落随契の原則禁止外

- (1) 再度入札で落札しない場合においては、特別な場合を除き不落随契は行わない。
- (2) 1 回目の開札において予定価格と最低入札金額の差が大きい場合は、補足説明等を行い、積算の見直しに必要な時間を設けた上で2 回目の入札を行う場合がある。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

航空自衛隊西部航空警戒管制団が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき、「一般競争参加資格確認申請書」、「配置予定の技術者」を作成のうえ、各 1 部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書及び誓約書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印のうえ提出して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が 20 % 以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を満足するものをいいます。
工事種類、金額、規模等により、契約担当官が認めるもの
- (2) 記載する工事は、過去 15 年の間に完成した工事の中から、代表的なものを 1 件記載して下さい。
なお、同種工事との判断が難しい場合は 3 件程度まで記載されても可とします。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。
また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号 28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。
入札後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。
落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うこ

とがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、過去15年の間に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しません。
- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

3 提出場所、提出方法及び提出期間

- (1) 提出場所（郵送等又は持参の場合）
〒816-0804
福岡県春日市原町3丁目1-1
航空自衛隊西部航空警戒管制団会計隊契約班
- (2) 提出方法
持参、郵送等
- (3) 提出期間
各公告による。

4 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は書面により通知します。

5 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、契約担当官の示す期間までに持参により提出

して下さい。

書面の提出先

〒 8 1 6 - 0 8 0 4

福岡県春日市原町 3 丁目 1 - 1

航空自衛隊西部航空警戒管制団会計隊契約班

TEL 0 9 2 - 5 8 1 - 4 0 3 1 (内線 2 8 9 4)

FAX 0 9 2 - 5 7 1 - 5 5 9 4

- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

6 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
(2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
(3) 提出された資料は、返却いたしません。
(4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
(5) 資料提出に関する問い合わせ先

航空自衛隊西部航空警戒管制団会計隊契約班

TEL 0 9 2 - 5 8 1 - 4 0 3 1 (内線 2 8 9 4)

- (6) 提出した書類が無効になる恐れがあるのは以下の表のとおり。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合